

# 武蔵国防人「大伴部小歳」歌について

—「島伝ひ行く」異見統貂—

日吉盛幸

はじめに

埼玉県旧秩父郡吉田町下吉田に、伝、文化二（一八〇五）年という、万葉歌二首を刻したとりわけ大きな古碑がある。

『新編武蔵風土記稿』（天保元（一八三〇）年）にも図版とともに詳細な記述があり、「往昔ノ碑ハ崩レタルニヨリテ、近キ頃古碑ノマ、ヲ模シテ彫リタリ」と、この時、再建されたものであるという。昭和三（一九二八）年十一月、後に文化勲章を受章することになった佐佐木信綱氏を、この吉田歌碑に案内したという青葉伊左吉氏は、

秩父に二つの尊き事実がのこされた。東に和銅の猷納、西に防人歌の詠進それである。前者は物的であり後者は全く無形の文化である。

と述べ、更に、「秩父の昔、千余年前の秩父文化、これをはつきり知らせるものとして、唯一無二のもの、防人の詠進少歳

の歌以外には何物もない。」と加えて、旧吉田「歌碑の保護顕彰に力」めた。その後、この歌碑は、関東大震災などを経て正面に向かって左上部から右下部にかけて大きな亀裂を生じ、「碑の崩れ激しきため」、新たに旧吉田町「四十周年事業」の一環として、平成七（一九九五）年、「前碑を模して」青葉佐一氏（青葉伊左吉氏孫）の揮毫により、新碑が「再建され（碑陰）」るに至った。

平成十七（二〇〇五）年四月一日に旧吉田町が秩父市と合併した折、この新碑の積文プレート<sup>①</sup>の改修を現文化財保護課からの依頼を受け、平成十九（二〇〇七）年一月に旧プレートの表記に配慮して原案を作成した。二首ある短歌はいずれも『寛永版本』に準じた万葉仮名による原文表記であったのだが、一首目は、巻第十四「東歌」の「相模国」の「或本歌」<sup>②</sup>（全形異伝歌）で、その積文を

・武蔵嶺の小峰見隠し忘れゆく君が名懸けて吾を音し泣く

る

(14)新番三三七九

とした。秩父の峰々を後に、武蔵国から旅に出た男の、留守宅の妻女の歌である。

二首目が卷第二十に載る武蔵国秩父郡出身の「防人の詠進少歳の歌」、

・大君の命かこしこみ愛しけ真子が手離り島伝ひ行く

(20)四四一四

右の一首、助丁秩父郡の大伴部小歳

である。歌碑は二首一組で「妹と背の唱和」を仮想して建てられたものであったのであろうが、本稿は、この武蔵国秩父郡の防人「大伴部小歳」歌の結句「島伝ひ行く」を中心に防人歌について言及してみたい。

### 一、卷第二十の防人歌群

『万葉集』卷第二十、「天平勝宝七歳乙未の二月に、相替りて筑紫に遣はさるる諸国の防人等が歌」の総題下に、大伴家持の防人関係作歌を中途に挟みながら、この「諸国の防人等が歌」に「昔年の防人が歌」、「防人を検校する勅使と兵部使人等と同じく集ひて飲宴するに作る歌」を加えた防人歌群がある。これらは、本文の題詞や左注を基に作成したと見られる『西本願寺本』の目録で、よくその概要を窺い知ることができる(便宜上、符号と旧国歌大観番号を付した。以下同じ)。

a 二月六日、防人部領使遠江国史生坂本朝臣人上進歌七

首

(20)四三二一〜四三二七

b 二月七日、相模国防人部領使守從五位下藤原朝臣宿奈麻呂進歌三首

(20)四三二八〜四三三〇

① 二月八日、兵部少輔大伴家持追痛防人悲別之心作歌一首并短歌二首

(20)四三三一〜四三三三

② 同九日、大伴宿柵家持作歌三首

(20)四三三四〜四三三六

e 同七日、駿河国防人部領使守從五位下布勢朝臣人主進歌十首

(20)四三三七〜四三四六

f 同九日、上総国防人部領使少目從七位下茨田連沙弥麻呂進歌十三首

(20)四三四七〜四三五九

③ 同十三日、兵部少輔大伴家持陳私拙懷歌一首并短歌一首

(20)四三六〇〜四三六二

h 同十四日、常陸国防人部領使大目正七位上息長真人國嶋進歌十首

(20)四三六三〜四三七二

i 同日、下野国防人部領使正六位上田口朝臣大戸進歌十首

(20)四三七三〜四三八三

j 同十六日、下総国防人部領使少目從七位下梶犬養宿柵淨人進歌十一首

(20)四三八四〜四三九四

④ 同十七日、兵部少輔大伴家持作歌三首

(20)四三九五〜四三九七

⑤ 同十九日、大伴家持為防人情陳思作歌一首并短歌二首

(20)四三九八〜四四〇〇

m 同廿二日、信濃国防人部領使進歌三首

(20四四〇一〜四四〇三)

n 同廿三日、上野国防人部領使大目正六位下上毛野君駿

(20四四〇四〜四四〇七)

河進歌四首

◎ 同廿三日、兵部少輔大伴宿祢家持陳防人悲別之情歌一

首 并短歌 (20四四〇八〜四四一二)

p 同廿日、武藏国部領防人使掾正六位上安曇宿祢三國進

歌十二首 (20四四一三〜四四二四)

◎ 昔年防人歌八首 (20四四二五〜四四三二)

① 三月三日、檢校防人勅使并兵部使人等同集飲宴作歌三

首 (20四四三三〜四四三五)

◎ 昔年相替防人歌一首 (20四四三六)

総題の「諸国」は傍線部の東国十カ国で、それらの「防人等が歌」は、本文左注(20四三二〜四四二四)によれば総計一六六首が進上されたものの、計八二首は拙劣歌として採録されず、目録が示す、長歌一首(20四三七二)を含む、計八四首が取載された。これに主典磐余伊美吉諸君が抄写し、大伴家持に贈った④「昔年防人歌八首」と、⑤「昔年相替防人歌一首」が加わっている。因みに、「七歳」次に歌を取載された防人の実員数は、f「上総国」に防人の父の歌が一首(20四三三七)、h「常陸国」には一人で二首採られている防人が三人、更に、後述するp「武蔵国」には防人の妻の歌が六首あるので、計七四人となる。

日付は、十カ国の防人部領使が、それぞれ集結地である難波津まで引率して来た防人たちの歌を取りまとめて、筑紫への出発地であるこの地に、防人を檢校するために出向していた、兵部少輔大伴宿祢家持に逐次進上した日次によるものであるう。

e「同七日、駿河国」は◎④の家持の作歌「八九日」の記述が加えてあり、実際に進上されたのが、九日だったと見られる。また、p「廿日、武蔵国」が、n「廿三日、上野国」、◎「同廿三日、家持陳防人悲別之情歌」の次の位置にあって、やはり日付が前後する。「新大系」など「古葉略類聚鈔だけ「廿九日」とするが、孤立する異文なので、底本のまま」で「廿日」とするものもあるが、しかし、やはり

ここは「廿九日」とするのが妥当であると思われる。諸本が、「九」の字を脱したためとみたい。従って、諸国防人の到着日は、地理的に難波津に近い遠江国が二月七日と最も早く、武蔵国は小の月の末日二十九日で最も遅かった。その間二十

二の日数があり、

・ 国々の防人集ひ船乗りて別るを見ればいとすべなし

i 十四日 下野国／神麻績部嶋麻呂 (20四三八一)

・ 暁のかはたれ時に島陰を漕ぎにし船のたづき知らずも

j 十六日 下総国／他田日奉直得大理 (20四三八四)

と、到着後、先発する船を見送っているのであるから、各国の防人部領使たちが、難波津に集結したのち、滞在し続け一

堂に会して、進上することは考えにくい。しかも、月が替わり家持らが、①「三月三日に、防人を検校する勅使と兵部の使人等が集ひて飲宴」したのは、防人らに宣勅などの訓示をし、慰労した後に筑紫に向けて順次発航させ、この歳の発遣の任を終えてのことであつたらうから、武蔵国防人の到着は、出航限度三月一日の前日ということにならう。なお、東国からの防人の派遣は、二年後の天平宝字元(七五七)年閏八月の勅で停止され、西海道七国の兵士一〇〇〇人が替わつたが、その後の天平神護二(七六六)年当時でも「東国の防人多く筑紫に留れり(『統紀』)」という。

## 二、武蔵国の防人員数

そもそも、「令」には、防人の任期は三年(「軍防令」)とあるものの、その員数に規定がない。武蔵国の防人歌を考へる上で、この国から交替要員として差遣された防人は、一体どのくらいの人数であつたのであろうか。

『万葉集』の総題にある「天平勝宝七歳」前後の防人に関する史料を西暦順に挙げて検討してみたい(Sは『統紀』、Zは『正税帳』断簡、Mは『万葉集』の記事である)。

S七三〇 天平二年九月「諸国の防人を停む。」

S七三七 天平九年九月「是の日、筑紫の防人を停め、本郷に帰し、筑紫の人を差して、吉岐・対馬を成らしむ。」

Z七三八 天平十年度『筑後国正税帳』「勅に依りて防人を

還郷す、起筑紫大津迄備前兎嶋、十箇日粮、春稻吉仁伍伯肆拾捌束(食稻一日四把として三八七人)、『周防国正税帳』「京に向ふ防人」「前般(記事を欠く)、約八〇〇人(岸「防人考」)」「中般、玖伯伍拾参人」「後般、吉伯式拾肆人」「京に向ふ、従大宰府促進上旧防人二人」。「駿河国正税帳」「旧防人伊豆国式拾式人 甲斐国参拾玖人 相模国式伯参拾人 安房国参拾参人 上総国式伯式拾参人 下総国式伯漆拾人 常陸国式伯陸拾伍人 合吉阡捌拾式人」

M七五五 天平勝宝七歳二月「相替りて筑紫に遣はさるる諸国の防人等が歌」(20四三二—総題)

S七五七 天平宝字元年閏八月「勅して曰はく、「大宰府の防人に、頃年、坂東の諸国の兵士を差して発遣せり。是に由りて、路次の国、皆、供給に苦みて、防人の産業も亦、弁済し難し。今より已後は、西海道の七国の兵士合せて一千人を差して、防人司に充て、式に依りて鎮成らしむべし。その府に集まる日は、便ち、五教を習はしめよ」とのたまふ。」

S七五九 天平宝字三年三月「勅したまはく、「東国の防人は、衆議して允さず。仍て請に依らず。」とのたまふ。」  
S七六六 天平神護二年四月「大宰府言さく「賊を防き辺を成るは、本より東国の軍に資れり。(略)望み請はくは、東国の防人旧に依りて成に配せむことを」とまう

す。勅したまはく、「陸奥の城柵を修り理むるに、多く東国の力役を興す。(略)今聞かく、「東国の防人多く筑紫に留れり」ときく。その欠けたる所を計りて、東人を差点して三千に填てむ。斯れ乃ち東国は勞軽くして、西辺は兵たらむ」とのたまふ。」

まず、S七六六年「東人を差点して三千に填てむ」の記事から、防人の総数は三〇〇〇人であったであろうとするのが一つの目安となり得る。S七五七の「頃年、坂東の諸国の兵士を差して發遣せり」の記事や「軍防令(69烽長条)」の「三年に一たび替へよ」から、毎年二月一日を期日として、総数三〇〇〇人の三分の一、すなわち約一〇〇〇人ずつが交替し、四年目に一新せられた(滝川『律令考』)という。S七三七年「防人を停め、本郷に歸」した折、翌年度の乙七三八年に筑後・周防国を通った旧防人の合計人数は、前・中・後般合わせて二二六六(含む二)人であった。さらに、同天平十年年度の「駿河国税帳」には、この国を通過して本郷に歸還した旧防人が、伊豆国二二人、甲斐国三九人、相模国二二〇人、安房国三三人、上総国二二三人、下総国二七〇人、常陸国二六五人で合計一〇八二人と詳細な記録が残る。これらの七カ国は東海道に属する国々であるが、当該の駿河国と以西の遠江国は当然記載されようもないし、武蔵国は、この当時、信濃・上野・下野と同じ東山道に属していたため記事を欠いたと見られる。M七五五年の『万葉集』の記事は、『統紀』に

見えない。S七三七年に停止し、その後各国に歸郷させた後の、一七一年間に防人發遣があったかは、やはり不明である。しかし、「相替りて」の用語から推しても、この差遣以前に恐らく復活していたであろうと推測でき、この時も約一〇〇〇人程度の發遣であったと思われる。

そこで、東国防人の総数を三〇〇〇人と仮定した時、『正税帳』の、本郷に歸還した東海・東山道十三カ国旧防人合わせて約二三〇〇人の割合で算出すると、その歸還率は約七七%となる。これを基準(諸国歸郷人数÷〇・七七)とすれば、伊豆国は約二九人、甲斐国は約五一人、相模国は約一九九人、安房国は約四三人、上総国は約二九〇人、下総国は約三五一人、常陸国は約三四四人が差遣されていたことになる。後代の史料となるが、『延喜式』の令制国等級、全国第二の大国武蔵国は、同じ等級の大国、上総一郡、下総一郡、常陸一郡の各国より郡数において、二倍の二一郡とはるかに多い。従って、大國下総國約三五一人より多かったであろうと推測できる。一三カ国が、毎年一〇〇〇人ずつ交替した時の一國当たりの単純平均値は約七七人となるが、上述の東海道諸国の歸還率から東山道に属する大國武蔵國の防人を算出すると、大國下総國の約三五〇人以上で、倍の約七〇〇人程度となる。すると、年三分の一、約二三〇人前後であったと見られる。

他方、単純に一三カ国の総郡数は一二六郡(『延喜式』民部

省上)で、三〇〇〇人差遣の時、一郡当たりの平均人数は約二四人となる。上総・下総・常陸など一郡の大国は約二六四人(年、各約八八人)、二一郡の武蔵国は約五〇四人(年約一六八人)となる。

因みに、『新全集』頭注には、駿河国の防人を「防人が提出した歌は二十首だが、防人の員数は二百人前後であったと思われる」と推定している。この根拠は不明だが、駿河国は七郡で、さきの相模国と同じ上国である。乙七三八年度の『駿河国正税帳』を根拠とした相模国の帰還率から得た防人の数とM七五五差遣防人の数が同基準であると仮定すれば、妥当な数値と見られる。が、この歳にも東国諸国から約一〇〇〇人程度の差遣であったとすると、一年間の交替要員としては多いように思う。

### 三、武蔵国の防人歌群

さて、武蔵国の防人歌群は、次に挙げる一二首である。

(1) 枕大刀腰に取り佩きまかなしき背ろがまき来む月の知  
らなく (20四四一三)

右一首、上丁那珂郡の檜前舍人石前が妻の相伴部真

足女

(2) 大君の命かしこみ愛しけ真子が手離り島伝ひ行く

右一首、助丁秩父郡の相伴部小歳 (20四四一四)

(3) 白玉を手に取り持して見るのすも家なる妹をまた見て

ももや (20四四一五)

右一首、主帳在原郡の物部歳徳

(4) 草枕旅行く背なが丸寝せば家なる我は紐解かず寝む

右一首、妻の椋椅部刀自売 (20四四一六)

(5) 赤駒を山野にはがし捕りかにて多摩の横山徒歩か遣

らむ (20四四一七)

右一首、豊島郡の上丁椋椅部荒虫が妻の宇運部黒女

(6) 我が門の片山椿まこと汝れ我が手触れなな土に落ちも

かも (20四四一八)

右一首、荏原郡の上丁物部広足

(7) 家ろには葺火焚けども住み良けを筑紫に至りて恋しけ

思はも (20四四一九)

右一首、橘樹郡の上丁物部真根

(8) 草枕旅の丸寝の紐絶えば我が手と付けろこれの針持し

右一首、妻の椋椅部弟女 (20四四二〇)

(9) 我が行き息づくしかば足柄の峰這ほ雲を見と偲は

ね 右一首、都筑郡の上丁服部於由 (20四四二一)

(10) 我が背なを筑紫へ遣りて愛しみ帯は解かなあやに

かも寝も (20四四二二)

右一首、妻の服部皆女

(11) 足柄のみ坂に立して袖振らば家なる妹はさやに見もか

も 右一首、埼玉郡の上丁藤原部等母麻呂 (20四四二三)

(12) 色深く背なが衣は染めましをみ坂賜らばまさやかに見む  
(20四四二四)

右一首、妻の物部刀自売

二月二十九日に、武蔵国の部領防人使掾正六位上安曇宿禰三國が進る歌の数二十首。但し、拙劣の歌は取り載せず。

部領使安曇三國は武蔵国二一郡の中から歌数二〇首を進上した。しかしながら、恐らく大伴家持に拙劣歌と見なされた八首は取り除かれ、全郡の三分の一の七郡から右の一二首が取載されたのである。この(1)から(12)の歌群について、夙に、鴻巣『全釋』は、「そのうち女性の歌が六首あり、また夫妻贈答歌が四組あるのは、この部領使の方針であらう。他に例のないことで、防人歌に變った光彩を添へてゐる。」と評した。すなわち、この武蔵国防人歌群の大きな特色は、他諸國とは異なり、防人のみならず、防人の妻の歌が六首も含まれていることにある。因みに、防人の妻の歌はこの他、目録④「昔年防人歌八首」の中に三首(20四四二五・四四二六・四四二八)と巻第十三「ただし、或るひと云はく、この短歌は防人が妻の作る所なり(20三三四五左注)」に一首、更に、巻第十四「東歌」の「防人歌」と部立されている五首(14三五六七(三五七二))の中にも一首見えるが、無論いづれも作者は未詳である。鴻巣『全釋』の後、吉野裕氏は、「防人歌は防人の歌以外のものを含むところになりたつ、(略)たえず集団

的歌謡の座における形成の必然として、場の統一においてかんながえられねばならない。そのようにしてわたくしは、夫婦間の「問答」を含む武蔵国の防人歌に座の地方的態様を見るとともに、その他端に官公的態様を見とる。」と説いた。この歌群に前者がいう「贈答歌」とか、後者がいう「問答」の語が左注などにあるわけではない。しかし、さきの「東歌」の防人の妻の歌一首は、

・置きて行かば妹はま愛し持ちて行く梓の弓の弓束にもがも  
(14三五六七)

・後れ居て恋ひば苦しも朝狩の君が弓にもならましものを  
右二首問答  
(14三五六八)

とあるように夫妻一組の「問答」歌中にある。夫が「妹」を、自分が携行する弓の弓束に見立て、妻が「君」が常用するその弓であったら、とお互いに共通する寄物で応酬する、まさしく「問答」の名に相応しい夫妻袂別時の悲別歌となっている。

ところが、武蔵国の四組の歌々はどうであろうか。一組めの荏原郡の夫妻は(3)の夫の「白玉」「家なる妹」に対し、(4)の妻は「旅行く背な」「紐、せいぜい「家なる我」が呼応するのみで、「伊弊」「伊波」の音価も異なる。二組めは(7)の夫の「葦火」に対し、(8)の妻は「紐」「針」とこも対応していない。ただし、身崎寿氏は、「記載された限りではまったく脈絡をもたない「葦火」と「針」「紐」とは、現実の歌

の座においては固有の論理によって深く結びつき、「別別の、しかし同じ属目の素材を用いて、互いの結びつきを多分に呪術的な発想に支えられつつ確認しようとしている」という。がしかし、鉄野昌弘氏が、「これは不可知の「現実の座」に問題を解消する論法と言う他ない。」と一蹴しているのに従うべきである。三組めは(9)の夫の「雲」に対し、(10)の妻は「帯」と、これもまた、お互いに共通する素材を全くと言っていいほど持っていない。その上、(10)の服部皆女の歌は、目錄④「昔年防人歌八首」中の一首、

・我が背なを筑紫は遣りて愛しみ帯は解かなあやにかも寝む  
(20四四二八)

と、「帯」は原文「叡比」とありヤ行エ(ie)で仮名の違例となるため「結」とする説(『新全集』)もあるが、殆ど同じ所謂小異歌である。すでにある「昔年防人」の妻の歌を自作歌としていて、決して答歌などと言えるものではない。唯一、四組めだけが(11)の夫の「み坂」「袖」「妹」に対し、(12)の妻は「背な」「衣」「み坂」と呼応の型を見せ、伊藤『釋注』は「この一組だけが夫婦びったりと呼応している」といい、「宴における男女の間答と違って、掛け合いのないのは当然のことである」という。すでに、木下『全注』も、「この武蔵国の防人歌には夫婦の歌が四組あるが、そのうち三組までは内容的に噛み合わず、贈答歌という枠に入らない」と指摘している。すなわち、初めの三組は、いずれも夫と妻との単なる

組み合わせということだけで配列し、決して詠歌自体が内容的に「問答」や「贈答」の形式をなしているわけではない。

防人歌が「作歌時処を共有しその氣息をも共にする防人たち(吉野説)」による集団によって生み出された詠歌で、二首を「家族ともども国府に集結した時の歌か。『集成』五」とすると、さきに推定したように、大國武蔵国の防人員数を、算出値の違いから、約一七〇人から約二三〇人前後とみると、各郡郷から家族を同伴するとこれ以上の一大集団となる。

「一國一集団の歌謡の座の生産物」である妻の歌を含む僅か二〇首を、一体どのように取りまとめて蒐集したであろうか。

この点について、吉野氏は防人歌の「底辺にひとつの「うたげ」の場を構築し、相磯貞三氏は、「防人の妻も同席した防人送別の宴」を想定した。更に、続く森敦司氏は、

武蔵国防人歌はすべて国丁もしくは国守館などでの宴席において歌われたと思われる。(略)ともかく、武蔵国防人歌は、国府に集結し、點呼などを受けた席の後の、同道して来た妻をも含めた、くつろいだ宴での、きわめて解放的な雰囲気の中で歌われたもの

と国丁などでの、点呼を受けた後の、同道した妻を含めた、くつろいだ一集団の開放的な宴席での歌の場を想定した。が、難波津への到着日の期限がある中では、たとえ防人歌が「東歌」的な要素を多分に含んでいるからと言っても、歌垣や嬭



歌に見られる男女の宴のように扱うことはできない。すでに挙げたようにM七五五年勝宝七歳二月の差遣から、二年余り後のS七五七年閏八月、帰国する各々の防人に糧食を給した国々の苦しみのみならず、防人に差遣された人びとの産業を補うことが困難になっている、という状況下で、任期三年を満たさずしての制度の中止は、森氏の説くような状況ではなかったのではないのか。この説に対し、針原孝之氏は、

家郷出發にあたって夫婦で詠んだものを国庁、国守館あたりで披露したものと思われる歌(1)四四一三、(3)四四一五、(4)四四一六、(5)四四一七、(6)四四一八(○)内番号は稿者)などもあるが、国庁を過ぎて難波へ着き、筑紫へ出發していく時の状況で詠んだと見る歌もある。森淳司氏の言われる宴席の場と限定する見方も興味があるがもう少し広い範囲で詠まれているようだ。

と批判した。が、「難波へ着き、筑紫へ出發していく時の状況で詠んだと見る歌」の根拠となる歌番号を示すことはなかった。想像を逞しくすれば、(1)の四四一三を挙げて、(2)の四四一四を挙げていないので、この(2)の状況の場を「難波津から発航しようとする直前の心(窪田「評釈」)で詠んだと見たのかもれない。ただ、各々の家郷出發にあたって夫妻で詠んだものが、防人を通し部領使によって、それぞれの妻の歌も記録されたと見ることはできよう。森氏は、繰り返し「同一の席での宴」の場を強調するが、

また、この武蔵国防人歌は出發の一回の座でのものと決めてかかる疑点もないではない。諸郡から国府に集合する場合を考えてみると、(1)の歌の那珂郡は北の果て、武蔵国の東北の端が(1)(2)の歌の埼玉、更には西の果ての(2)の歌に秩父郡などがあるがそれらの郡は、いついつまでに国府集合という指令をうけても、同一の日に到着するとは限るまい。

と結論部で付け加えた。自らの一回の「同一の席での宴」でのもの、の疑点を示したのである。

その点、水島義治氏は、「武蔵国の防人歌がすべて出郷時におけるものであるとしても」と前置きして、「その全部が、同一時に同一場所で歌われたものであるとは限らないし、その場所も郡衙・国丁というような公的な場所であると決めることもできないであろう。」とした。すなわち、広義には一律に「防人歌を一國一集団の歌謡の座の生産物として見る」ことや、狭義には武蔵国防人歌群を、「すべて国丁もしくは国守館などでの宴席」の場で誦詠された一歌群であるとの見方を否定したのである。要するに、さきの鉄野氏が、「父子(稿者注、目録f上総国④四三三七―四三三八)・夫婦の歌が、かくも打ち合わないのは、端的に言って、それらが唱和ではなかったからではないのか。更に言えば、互いに「共通の場」で発想されていないことを意味するのではないだろうか」と結論づけたことに集約できよう。やはり、防人と妻との袂別

の詠歌地は、仮に宴の場を想定できたとしても、国丁・国衙より、むしろ、それぞれの郡や郷や里の方が妥当であると思てよい。

#### 四、「大伴部小歳」歌の場

(1)の那珂郡と(5)の豊島郡は、夫である防人の妻の歌のみで、肝心の防人の歌がない。明示されていない夫である防人によって妻の歌が伝えられ、部領使の記録を通して進上されたのであろう。とすれば、(1)と(5)の歌の前にはそれぞれの夫の歌があったことになり、この時、妻側に、この夫の(1)は職位十郡名十部姓名に、(5)は郡名十職位十部姓名に、それぞれ妻の姓名を加えて記したものと見られる。夫と氏が異なるのは、木下『全注』に「正倉院文書の戸籍を見ると、どの国でも戸主の母や妻は本姓を称し、子女は父の氏を名乗る習わしである」からだという。

一方、秩父郡(2)と、荏原郡では(3)(4)の夫妻に加えて三首めとなる(6)の防人には妻の歌がない。(3)と(6)は同じ荏原郡出身の防人でありながら、その部姓表記の仕方が異なる理由は不明である。が、やはり同郡内であっても蒐集の場や仕様が異なっていたのかも知れない。さて、(2)の秩父郡出身の大伴部小歳の歌についてである。渡部和雄氏は、

この助丁は見えている限りではこの国防人集団の中で最も高の身分のものである。この歌は難波作の他の国々の歌

と同じ様に、上進↑に合わせて特別に作られたものではないか。「島伝ひ行く」の表現が難波作を推測させ、この用例は家持の第三長歌にある。そしてこの歌(稿者注②)と418マ(稿者注⑥)の二首だけが他の出郷時のものから区別されて問答性を持たないものである。

とした。(1)の妻に添えられた防人の職位が「上丁」で、(2)の防人の「助丁」と職位の順位(岸「防人考」)が上下入れ替わっているが、諸国、歌の配列は、各部領使の裁量なのか、必ずしも一様ではない。全防人の「助丁」は七名いるが「郡名」を表記しているのは当該の(2)と下総国「助丁海上郡海上国造他田日奉直得大理」のみで、他田日奉直得大理は歌群冒頭に位置し、同郡の旧来の豪族出身であるので、(2)の「助丁」も、この集団での「最高の身分のもの」とみてもよいであろう。しかし、(2)(6)の防人歌だけを「他の出郷時のものから区別されて問答性を持たないもの」と判断したのは、(1)(5)が、単に妻の歌だから、出郷時の作で「問答性」を持っていたであろうというに他ならない。(2)(6)防人にもそれぞれの後ろに拙劣歌で取載されなかった妻の歌があって、配列上、氏のいう「問答性」を持っていたという可能性も否定できないのである。

また、確かに、目録①「同廿三日」家持長歌には、  
防人が悲別の情を陳ぶる歌一首

大君の 任けのまにまに 島守に 我が立ち来れば(略)

白たへの 袖泣き濡らし たづさはり 別れかてにと  
引き留め 慕ひしものを 大君の 命畏み 玉梓の 道  
に出で立ち 岡の崎 い廻むるごとに 万たび かへり  
見しつ つ はろはるに 別れし来れば(略) うつせみの  
世の人なれば たまきはる 命も知らず 海原の 恐き  
道を 島伝ひ い漕ぎ渡りて あり廻り 我が来るまで  
に 平けく 親はいまさね つつみなく 妻は待たせと  
(略) 難波津に 船を浮け据ゑ 八十梶貫き 水手とと  
のへて 朝開き 我は漕ぎ出ぬと 家に告げこそ

(20四四〇八)

と難波津での「島伝ひ」の用例表現が見てとれる。ここで留意すべきは、この家持の長歌が、目録h「同十四日」常陸国息長真人国嶋が進上した、

- ・ 難波津に御船下る据ゑ八十梶貫き今は漕ぎぬと妹に告げこそ 茨城郡若舎人部広足 (20四三六三)
- ・ おしてるや難波の津ゆり船装ひ我は漕ぎぬと妹に告げこそ 信太郡物部道足 (20四三六五)

の防人短歌二首を踏まえて、「防人が悲別の情」を陳べていることが明かなことである。長歌の作歌日は二月二十三日、防人短歌二首が進上されたのが二月十四日であり、詠出の場はともに難波津においてであった。が、しかし、武蔵国防人歌二首の詠出の場は、少なくとも発想上の時点においては、すべて出郷時であったのである。しかも、難波津到着を二十

九日とすると、二十三日作歌の家持歌を知る由もない。従って、出郷時において家持長歌を踏まえて詠出できようもない。家持長歌に「島伝ひ」の表現用例があるだけの理由からでは、(2)を常陸国防人歌二首と同様に難波作の他の国々、例えば、相模国の歌々(20四三二八〜四三三〇)と同様に見ることはできないし、まして出郷時に予め「上進マシマシに合マシマシわせて特別に作られたもの」とも思えない。

## 五、「島伝ひ行く」異見統紹

武蔵国から、というよりもむしろ秩父郡から出立する折に、「島伝ひ行く」とは、どのように解釈すればよいのであろうか。この歌の詠出時の状況について説明している代表的な諸注を挙げると、

- ・ 松岡『防人歌』此は難波津より先きの旅を豫想して詠じたものと思はれる。行くは不定時格であるから、未來をいふに用ひても差支はないのである。<sup>20</sup>
- ・ 鴻巣『全釋』結句に島伝ひ行くとあるが、武蔵から海路を取って、行くのではない。難波津からのことを予想して言っているのである。

・ 谷『東国紀行』「島伝ひ行く」は、行動を予想しての表現と見るべく、門出に際しての詠としてよい。妻の歌が遺っていないのは、拙かったためか。<sup>20</sup>

・ 伊藤『釋注』防人自身の歌。出発時の詠と覚しい。出発

時の歌でありながら、行く先途上の我が身の姿を先取ってうたっている。

である。いずれも秩父の家郷出立時に、行く先の難波津から瀬戸内海の島々の船旅を予想し、「我が身の姿を先取って歌っている」と要約できる。もし、この歌が筑紫への中継地点である難波津での作であると仮定すれば、難波津からの海路に臨んで、筑紫までの船旅を予想して「島伝ひ行く」とも十分に詠い得よう。しかし、武蔵国を代表する山麓地帯である秩父郡から、国丁（現府中市）を経由して、東山道乃至は東海道を難波津まで陸路、その難波津から筑紫まで瀬戸内海路の道程である。『延喜式』（主計上）によれば、武蔵国から京師（平安京）まで往路一九日（東海道）、京師から大宰府まで海路一五日（往復三〇日）の行程が参考になる。果たして、秩父の家郷出立時に、難波津から先の瀬戸内海の島々を伝う船旅を予想して詠じるだろうか、と疑問に思えてならない。防人歌に、明らかに「行く先途上の我が身を先取ってうたう」例歌（②四三八〇）はあるが、「予想する」以外に解釈はできないのである。そこで、当該の(1)の②四四一四と、さきの目録①家持の難波津作での長歌②四四〇八の二例とを除いた、集中の「島伝ひ（ふ）」の用例をみると、

- ③三八九 島伝ひ敏馬の崎を漕ぎ廻れば大和恋しく鶴さはに鳴く
- ⑦一四〇〇 島伝ふ足速の小舟風守り年はや経なむ逢ふと

はなしに

⑧一四五三 玉だすき かけぬ時なく 息の緒に 我が思ふ君は うつせみの 世の人なれば 大君の 命恐み夕されば 鶴が妻呼ぶ 難波潟 三津の崎より 大舟にまねしじ貫き 白波の 高き荒海を 島伝ひ い別れ行かば 留まれる 我は幣引き 斎ひつつ 君をば遣らむはや帰りませ

⑬三三三二 斧取りて 丹生の檜山の 木伐り来て 筏に作り ま梶貫き 磯漕ぎ廻つつ 島伝ひ 見れども飽かず み吉野の 瀧もとどろに 落つる白波

の四例が挙げられる。それぞれの歌中に「漕ぐ」「舟」「梶」「海」「磯」などのいずれかの語を伴っている。これらの語を含まないとすれば、瀬戸内海の船旅を「島伝ひに行く」とは、やはり海浜に臨んだときに、はじめて予想ができるのではなからうか、と思う。

ところで、「島」には、さきの⑬三三三二の用例に見られるように、山中の水流に臨んでいる陸地を言う場合がある（『日本国語大辞典』小学館）。『日本方言大辞典』（一九八九尚学図書編）によれば、現代社会においても、次に示す

- ・富山県東礪波郡 真田ふみ『越中五箇山方言語彙一〜六』一九七三年〜七八年
- ・岐阜県揖斐郡『美濃徳山村民俗誌』（『全国民俗誌叢書』）一九五一年

・徳島県 金沢治『阿波言葉の辞典』 一九六〇年

の各地方では「川端の土地。また川端の低地にできた耕地」を「しま【島】」と呼ぶという。同じように、水島氏が「おもに大学における古典文学の教材として編纂したものである（凡例）」という、次に挙げる、

『校註万葉集東歌・防人歌』

初版1972—1973（頭注）記述なし。

『校註万葉集東歌・防人歌—増補改訂版—』

初版1974—1982（頭注）記述なし。

『校註万葉集東歌・防人歌—新增補改訂版—』

初版1985—1993（頭注）島—谷間の部落・峡谷などの地形をこの地方では「島」と言ったらしい。

教材の「—新增補改訂版—」には、はじめて、当該歌「島伝ひ行く」の頭注に右の如く注記した。無論、「この地方」とは秩父地方である。

ところが、水島氏は大著『防人歌全注釈』（二〇〇三年）では、その【語釈】に、

\* 島伝ひ行く シマツタヒユク 島伝いに行くのである。

幾つもの島を伝って行くことだ。「島づたひに漕いで行くことである。」（佐佐木評釈）。「島」=islandというからには当然難波津からの瀬戸内海航行のことを言っているものと考えられる。但しこの歌は「難波津から発航する直前の心」（窪田評釈）ではなく、離れがたい妻

と別れて出立するに際して、難波からの瀬戸内海航行のことを思い遣ってのものである。武蔵国から海路をとって船で行くのではないのに、「島伝ひ行く」というのはやや不自然と言う感がしないでもないが、『釈注』が指摘しているように、「出発時の歌でありながら、行く先途上の我が身の姿を先取ってうたっている」と考えるべきであろう。

と記し、「やや不自然と言う感がしないでもないが」、如上の「予想」説、特に伊藤『釋注』に依拠しているのである。

がしかし、その後、水島氏は再び、『防人歌の研究』（二〇〇九年）の「第八章 防人歌の歌意の検証・確認」（武蔵国）において、「島伝ひ行く」を取り上げ、

結句に「島伝ひ行く」とあるので、当然「難波津からのことを予想して言つてある」（全釈）、「難波津から発航しようとする直前の心である」（窪田評釈）などと見られるが、土地の古老の言によれば、秩父地方には谷間の部落・峡谷などに、「何々島」という地名が残っていることから、往時はこうした地形を「島」と言ったらしい。とすれば「島伝ひ行く」は難波津から瀬戸内海の島伝いに筑紫へ行くことを言つたものではなく、妻と別れて幾つも幾つもの谷間の部落を経て行くという意に解せられることになるのである。ただし『全国方言辞典』（東条操編）・『日本方言大辞典』（尚学図書編）には収

採されていない。なお後考を俟たなければならぬ。

と、さきの水島『校註―新增補改訂版―』に、「島―谷間の部落・峽谷などの地形をこの地方では「島」と言つたらしい。」と注記した、「地形」から更に「谷間の部落を経て行くという意」になる、とし「なお後考を俟たなければならぬ。」と結んだ。「土地の古老の言」は、水島氏が直接聞いたのであるうか、不明である。

『日本国語大辞典』第二版（小学館）は、見出し語に対する事例・用例を数多く記すのを旨とする。しかし、「しま【島・嶋】」の(2)にはさきの万葉歌(⑬三三三)の用例を示すものの、(5)は「集落、村落の意。」とのみ記す。水島氏がいう方言辞典などでは収採されない事例も多い。例えば、柳田國男『島の人生』「自序」に

美濃の東南部の山村をあるいてゐた際に、島内安全といふ文字を彫刻した路傍の立石を見たことがある。島はこの邊では民居の集合、今の言葉でいふ部落又は大字のことらしい。(略)上野と武蔵の境上、是も海からずつと入込んだ利根川沿岸の低地部にも、地圖を見て行くと何島といふ類の村の名が、かなり數多く眼に着くやうである。(略)普通に島と謂つて居る言葉の意味とは一致しない。つまり、大昔、我々のシマといふ日本語に、漢字の島を宛てたのが當らなかつたのである。

と記し、美濃の山村（前掲、揖斐郡徳山村か）、上野、武蔵の

利根川沿岸などの事例を挙げて、シマは「普通に島と謂つて居る言葉の意味とは一致しない」「民居の集合」「部落」のことであるとす。

更に、井出孫六氏は、「耕地 山の島」と題して、次の文章を執筆している。

秩父の山村のたがずまいを類型化してみると、ひとつは、蛇行する一筋の川によつて幾つもの集落が串ぎしになつて山あい点綴している姿であり、もうひとつは、山また山の向うに急にひらける台地状の斜面に、幾つもの集落が点在する姿だ。おしなべて、それらの集落を、秩父ではコーチという独特の呼び方をする。(略)耕地という文字が発案される前、人は集落のことを何と叫んでいたのだろう。門平耕地の小林栄一老人が亡くなる前、わたしは何度か訪ねて昔噺をうかがつたものだ。(略)「今日は生禰、ヨメが向こうの島に御祝儀によばれて行つてゐるもんで、お茶も淹れられねえな」。(略)「島」という耳なれぬことばを聞いたのは初めてだった。老人の指さしたのは、山の向こうの立沢耕地のあたりだった。山のなかの「島」とは、いかにも奇異だが、言われてみれば、しごく自然なひびきがあった。

と。秩父では、川沿いの集落を「耕地」といい、更に古くは「集落」をさして「島」といった、というのである。井出氏が残した文章は、水島氏の「土地の古老の言」を筆録したも

のとして貴重である。

また、鳥居龍藏氏は、明治二八（一八九五）年四月から二十日間、「秩父地方に於ける人類学的旅行」と称して、阿部正功、大野延太郎らと共に、「肥後の五家の庄、阿波の祖谷、信濃の木曾、岩代の会津とともに、世人に武陵桃源、太古の民として歌はるゝ者ほかの武蔵国武甲山中、浦山村に非ずや。」と、秩父の「土俗学上の調査」に臨んだ。これをもとに昭和五年に「上代の秩父」と題して、

秩父及びその附近一帯は、地理学的にいうと、山麓地帯であつて、たとえそれが武蔵の国であつても、いわゆる武蔵野の平野地帯と大いに性質を異にして居る。(略) 此処は山の中、山の麓の土地である。さらば両者のその位置、地質等の上から、大いに事情の相違して居ることが知れるであろう。(略) 平野地帯の方を武蔵野といい、山麓地帯の方を武蔵根または秩父根といつて居るのは、最も適当した言葉である。(略) この両者は、自然地理の上に相違して居るのみならず、更に人文地理や、土俗学の上からも相違して居る。

と記している。因みに、万葉集には、「武蔵祢」は本稿「はじめに」に挙げた、吉田歌碑「大伴部小歳」歌の前に碑刻された一首のみで、「武蔵野」は六例、いずれも巻第十四の「東歌」国土判明歌中に見える。

以上、要するに、武蔵国防人「大伴部小歳」歌の結句「島

伝ひ行く」は、今日に至るまで数多くの古代的土俗をとどめる秩父郡において、天平勝宝七歳乙未の二月、出郷時に、難波津から瀬戸内海の島々を伝つて、筑紫へ行く船旅を予想して、その感慨を表現したようなものではなく、妻との袂別のち、国丁までの家郷よりほど遠からぬ地点で、幾つも幾つもの谷間の集落を伝つて防に行くという、作中の現在が作歌時の現在でもあると解し、新井・水島両氏の後考としたい。

(注)

- (1) 林述斎・間宮士信ほか『新編武蔵風土記稿』浄書献上正写 本 国立公文書館蔵
- (2) 青葉伊左吉「吉田歌碑」孔版刷一九五五年七月 タイプ版 一九九三年一月 吉田町教育委員会再発行
- (3) 拙稿「秩父万葉「大伴部小歳」の歌碑について」『大東文化大学紀要』49号〈人文科学〉二〇一二年三月
- (4) 井上光貞ほか日本思想大系『律令』一九七六年 岩波書店  
〔軍防令20〕「防人の津に至らむ間には、皆国司をして親ら自ら部領せしめよ」とある。
- (5) 佐竹昭広ほか新日本古典文学大系『萬葉集四』二〇〇三年 岩波書店
- (6) 佐佐木信綱ほか『校本萬葉集九』新增補版 一九八〇年岩波書店(「諸説」ノ「略解補正」ニヨル)。
- (7) 「軍防令19」「宣勅慰勞して發て遣れ。其れ防人一千以上に満ちなば、發たむ日に内舍人を遣はして發遣れ。」とある。
- (8) 滝川政次郎「萬葉集と防人の制」『萬葉集律令考』所収一

九七四年 東京堂出版(初出一九七二年八月)

(9) 青木和夫ほか新日本古典文学大系『続日本紀二』四一九  
九二年 岩波書店

(10) 東京大学史料編纂所『大日本古文书編年文書之二』東京大  
学出版会一九九八年(覆刻)

宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成一』正集一九  
八八年 八木書店

(11) 岸 俊男「防人考」『萬葉集大成11特殊研究篇』所収一九  
五五年 平凡社

(12) 「軍防令60」「凡そ旧の防人替へ訖りなば、即ち程糧給ひて  
発て遣れ。」とある。

(13) 天平二年九月「諸国の防人を停め、本郷に帰す」との関連  
で、「諸国」は東国で、九年九月の「筑紫の防人を停め」も、  
筑紫に残留している東国防人とする岸俊男説に依る。(新大

系本『続日本紀二』補注10上六七参照)。

(14) 虎尾俊哉『延喜式中』民部省上二〇〇七年 集英社

(15) 小島憲之ほか新編日本古典全集『萬葉集④』一九九六年小  
学館

(16) 鴻巣盛廣『萬葉集全釋第六冊』④四四二四左注一九三五年  
廣文堂書店

(17) 吉野 裕『防人歌の基礎構造』一九八四年 筑摩書房。初  
版一九四三年 伊藤書店

(18) 身崎 寿「防人歌試論」『萬葉』82号一九七三年十月

(19) 鉄野昌弘「防人歌再考―「公」と「私」―」『萬葉集研究  
33集』所収二〇一二年 塙書房

(20) 伊藤 博『萬葉集釋注十』一九九八年 集英社

(21) 木下正俊『萬葉集全注巻第二十』一九八八年 有斐閣

(22) 青木生子ほか新潮日本古典集成『萬葉集五』一九八四年  
新潮社

(23) 相磯貞三「防人歌の採集」『國學院雜誌』57(6)号一九  
五六年二月

(24) 森 敦司「防人歌の場合―武蔵国の場合―」『万葉の風土・  
文学』所収一九九五年 塙書房

(25) 針原孝之「家持と防人歌―武蔵国の防人歌構成」『古典と  
民俗学論集』所収一九九七年 おうふう

(26) 窪田空穂『萬葉集評釋第十二巻』一九五二年 東京堂

(27) 水島義治『萬葉集防人歌の研究』二〇〇九年 笠間書院

(28) 渡部和雄「時々の花は咲けども―防人歌と家持―」『國語  
と國文學』一九七三年九月

(29) 松岡静雄「有由縁歌と防人歌」一九三五年 瑞穂書院

(30) 谷 馨『万葉東国紀行』一九六四年 南雲堂桜楓社

(31) 水島義治『萬葉集防人歌全注釈』二〇〇三年 笠間書院

(32) 水島説以前に、新井佐次郎「土俗的解釈の試み」『航海者』  
27一九七四年一月、がある。

(33) 柳田國男『島の人生』一九五一年 創元社

(34) 井出孫六/南良和『岩波グラフィックス21秩父―峠・村・  
家』一九八四年 岩波書店

(35) 鳥居龍蔵「上代の秩父」『鳥居龍蔵全集第二巻』所収一九  
七五年 朝日新聞社(初出一八九五年五月)